

ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)

【一般統計調査】

【実施機関】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

【目的】

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しを検討するに当たって、政策評価等の実施に必要なデータを得ることを目的とする。

【沿革】

旧統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)に基づく承認統計調査として、平成 15 年に開始され、その後、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査に移行した。平成 24 年には、調査周期が不定期から 5 年に変更された。

【公表】

インターネット及び印刷物(概要：平成 24 年 3 月、詳細：平成 24 年 11 月)

【調査の構成】

1ーホームレスの実態に関する全国調査票(生活実態調査票)

1ーホームレスの実態に関する全国調査票(生活実態調査票)

【調査対象】

(地域)東京 23 区、政令指定都市及び平成 23 年 1 月の概数調査において 50 名以上のホームレス数の報告のあった市(平成 23 年度の調査においては、東日本大震災の影響により、仙台市を除く。)(単位)個人 (属性)法第 2 条に規定する「都市公園、下線、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場処として日常生活を営んでいるホームレス」とする。

【調査方法】

(選定)有意抽出 (客体数)1,262/8,373 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)他計 (把握時)平成 24 年 1 月 1 日現在 (系統)厚生労働省ー都道府県ー調査対象市区ー調査員ー報告者

【周期・期日】

(周期)5 年 (実施期日)平成 24 年 1 月下旬

【調査事項】

1. 路上での生活について、2. 路上(野宿)生活までのいきさつ、3. 健康状態、4. 福祉制度、5. 今後の生活について、6. 生活歴、7. その他

(平成 25 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成 23 年 12 月 26 日承認)